

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月15日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長（園長を含む。）、<u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員をいう。</u></p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第17条 第3条第3号から第20号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。<u>ただし、同条第4号から第7号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員 新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第1条に定める職員のうち、校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎主任指導員及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第17条 第3条第3号から第20号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</p>